

令和2年3月25日理事会承認

日本私立大学協会憲章

「 学校法人金沢学院大学 ガバナンス・コード 」 <第1版>

学校法人 金沢学院大学

目 次

はじめに	1
「学校法人金沢学院大学 ガバナンス・コード」	2
第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	
1-1 建学の精神	
1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）	
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）	5
2-1 理事会	
2-2 理事	
2-3 監事	
2-4 評議員会	
2-5 評議員	
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	8
3-1 学長	
3-2 教授会	
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	9
4-1 学生に対して	
4-2 教職員等に対して	
4-3 社会に対して	
4-4 危機管理及び法令遵守	
第5章 透明性の確保（情報公開）	19
5-1 情報公開の充実	

はじめに

1. 「学校法人金沢学院大学 ガバナンス・コード」制定の目的・意義

- (1) 学校法人金沢学院大学は、主体性を重んじ公共性を高める自律的なガバナンスを確保し、併せて経営を強化し、より強固な経営基盤に支えられた、時代の変化に対応した大学づくりを進めていきます。
- (2) 学校法人金沢学院大学は、高い公共性を有する学校の運営主体としての社会的責任を十分に果たすことができるよう、新たな公益法人制度や社会福祉法人制度等の改革の状況を踏まえ、これらの公益的な法人と同様の運営の適正と透明性を確保し、社会から信頼され、支えられるに足る、これまで以上に公共性を備えた存在であり続けます。
- (3) 学校法人金沢学院大学は、学生・保護者・教職員はもとより、卒業生や地域・社会などの多様なステークホルダーに支えられる存在であることから、幅広く学内外の声に耳を傾けながら使命を全うすることを通じて、高い公共性を追求していきます。
- (4) 学校法人金沢学院大学は、適切なガバナンスを確保し、金沢学院大学の教育・研究・社会貢献の機能の最大化を図り、社会的責任を全うすることにより、高等教育機関の国公私間の構造的な財政基盤の格差について、社会に問いかけていきます。
- (5) 私立学校法においては、所轄庁である文部科学省に寄附行為の認可、解散命令などの監督事項が付与されているものの、学校法人の公共性ととともに自主性が最大限に尊重される原則となっており、その点に鑑みても、自律的な「学校法人金沢学院大学 ガバナンス・コード」の制定は重要な意義があると考えます。

2. 「学校法人金沢学院大学 ガバナンス・コード」制定における指針

「学校法人金沢学院大学 ガバナンス・コード」は、「私立大学が主体性を重んじ公共性を高める自律的なガバナンスを確保し、より強固な経営基盤に支えられ、時代の変化に対応した大学づくりを進めること」を目的とし、以下の5つの原則に基づき国民に対して宣言するものとします。

- (1) 大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重…建学の精神等
- (2) 安定性・継続性…学校法人運営の基本（権限・役割の明確化）
- (3) 教学ガバナンス…学長の責務、権限・役割の明確化
- (4) 公共性・信頼性…ステークホルダーとの関係
- (5) 透明性の確保…情報公開等

第1章 大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

私立大学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独特の学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。

私立大学は、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与してきました。また、私立大学は地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。

今後とも、学校法人金沢学院大学は、建学の精神「愛と理性」に基づく、私立大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現する存在であるために、「学校法人金沢学院大学 ガバナンス・コード」を規範にし、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めていきます。

また、中期的な計画を策定・公表し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、金沢学院大学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。

1-1 建学の精神

(1) 建学の精神・理念

金沢学院大学の建学の精神は「愛と理性」です。学園創立 60 周年を迎えた平成 18 (2006) 年にはこの建学の精神を礎とする教育理念「創造」を制定しました。

(2) 建学の精神・理念に基づく人材像

教育理念を創造と定め、教育理念に基づく教育研究を推進する方向性をより具体的に示すため次の3つの教育指針を掲げました。

- ①「ふるさとを愛し地域社会に貢献する」
- ②「良識を培い、礼節を重んずる」
- ③「社会の要請に応え、構想する力、実践する力を育む」

これらの教育指針に基づき、地域社会を良くしようとする熱意につながる故郷を愛する心と、人として生きるための良識と礼儀を重んじる心を持って、様々な課題を適確に分析して解決策を構想し、新しい社会や望ましい人間関係を創造する人材の育成を目指していきます。

1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）

(1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等

本学の建学の精神（理念）に基づく、教育目的及び研究目的は次のとおりです。

① 設置校の教育目的及び研究目的

大学の教育目的については、学則第1条において「教育基本法及び学校教育法に従い、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的応用能力及び道徳的教養を豊かにして、建学の精神、愛と理性の伸長を指標に、人格を陶冶し、創造性と実行力により文化日本の建設に貢献し、進んで世界の平和と人類の福祉に奉仕する有為な人材を育成することを目的とする。」としています。

短期大学の教育目的については、学則第1条において「教育基本法及び学校基本法の趣旨のもと、深く専門の学芸を教授研究し、時代の要請にこたえる社会的教養と、

職業又は実際生活に必要な能力の育成をめざし、建学の精神、愛と理性の伸長を指標とし、文化日本の建設に貢献し進んで世界の平和と人類の福祉に奉仕する有為な人材を育成することを目的とする。」としています。

高等学校の教育目的については、学則第1条において「教育基本法及び学校教育法の趣旨にのっとり、学校法人金沢学院大学の目的に従い、生徒に高等普通教育を施すことを目的とする。」としています。

② 大学の学部の教育目的及び研究目的

○文学部

言語や文化についての広汎な知識と、人間及び人間社会に対する深い洞察力を涵養して、自他の文化を担う人間同士の円滑なコミュニケーションに資することのできる創造性豊かな人材を育成する。

○経済学部

生産年齢人口の減少が一層進展し、増加する高齢者を支える地域社会の担い手不足が懸念されている中、個々人が高い生産性を発揮するとともに、労働・資本集約型の地域産業基盤・社会基盤を知識集約型のものに変換していくことが益々重要とされる情勢のもと、経済学を基盤とした論理的思考力を持ち、北陸地域の産業の知識集約化や高付加価値化に貢献できる人材、新しい地域社会をデザインできる人材を養成する。

○経済情報学部

情報化が進む現代社会においては、社会を取り巻く環境の基礎的な知識・理解に加えて、経済の仕組みやビジネスの動向を把握するだけでなく、様々なデータを活用し地域社会が抱える課題を解決することが重要になるなかで、経済に関する知識を基に、地域社会が持つ課題に対応できる、実践的なスキルを身につけた人材の育成を目指す。

○芸術学部

表現領域についての広汎な技術及び知識と、社会に対する深い洞察力を養成し、円滑な意思疎通や自己表現に資することのできる創造性豊かな人材を養成する。

○人間健康学部

(スポーツ健康学科)

体力等の向上を図る地域のスポーツ愛好者から競技力の向上を図るアスリートにいたるまでの最先端のトレーニング論と、現代社会に求められる健康づくりや身体づくりのための健康科学を、理論と実際の面から学びスポーツ及び健康にかかわって深く貢献できる次代を担う人材を育成する。また、専門知識と理論の習得はもとより、社会の変化や時代が要請する創造性と革新性を志向する人材、人格においても高い倫理性と社会的規範を有する人材の育成を目指す。

(健康栄養学科)

健康づくりを最新の栄養学の観点から学び、専門的かつ高度な視点から地域の健康と栄養に関わる課題を捉え、生涯に亘る健康の維持・増進に貢献できる管理栄養士の育成を目指す。より具体的には、地域のニーズに応える管理栄養士の養成を図り、医療、福祉、学校における食育など様々な場面で高度な栄養ケアマネジメントおよび栄養教育の中核となって地域の健康増進に資する管理栄養士を育成する。

③ 短期大学の学科の教育目的及び研究目的

(現代教養学科)

人として自らが豊かに生きるとともに、他者と生き、支え合う社会を形成する力、現代社会を生き抜く人間力と汎用的能力を身につけ、地域社会に貢献する有為な人材を育成する。

(幼児教育学科)

人間愛をもった良識ある保育者を育成することを目的として、教育・保育の現場でその実践ができる人材を育成する。

(食物栄養学科)

「食を通じて国民の健康増進に貢献する創造性豊かな栄養士」の養成を目指す。教育研究活動を通じて、食を創造的に科学しながら食生活や食習慣の改善に寄与できる知を涵養し、食と栄養に係る情報をやさしく発信できる豊かなコミュニケーション能力を備えた人材を育成する。

(2) 中期的な計画の策定と実現に必要な取組みについて

- ① 安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画の検討・策定をします。
- ② 中期的な計画の進捗状況、財務状況については、運営会議で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。
- ③ 財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。
- ④ 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。
- ⑤ 経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。
- ⑥ 中期的な計画に盛り込む内容例
 - ア 建学の精神・理念に基づき育成する具体的な人材像とこれを実現する教育目標
 - イ 教育改革の具体策と実現見通し
 - ウ 経営・ガバナンス強化策
 - エ 法人・教学部門双方の積極的な情報公開
 - オ 財政基盤の安定化策
 - カ 設置校の入学定員確保策
 - キ 設置校の教育環境整備計画
 - ク グローバル化、ICT化策
 - ケ 計画実現のためのPDCA体制

(3) 私立大学の社会的責任等

- ① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。
- ② 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生父母、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。
- ③ 私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を実施します。

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

私立学校は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。従って、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、私立学校の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。学校法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。

2-1 理事会

(1) 理事会の役割

① 意思決定の議決機関としての役割

ア 理事会は、学校法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。

② 理事会の議決事項の明確化等

ア 理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行為等に明示します。

イ 理事会において議決された事項は、決議録に記録し、保管します。

ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。

③ 理事及び大学運営責任者の業務執行の監督

ア 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長、副学長及び学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。

イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。

④ 学長への権限委任

ア 学長が任務を果たすことができるようにするために、理事会の権限の一部を学長に委任しています。

イ 学長が副学長を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。

ウ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。

⑤ 実効性のある開催

ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。

イ 審議に必要な時間は十分に確保します。

⑥ 役員（理事・監事）は、(ア)その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、(イ)その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。

⑦ 役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。

⑧ 役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の

減免の規定を整備します。

- ⑨ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできません。

2-2 理事

(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

- ① 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。
- ② 理事長を補佐する理事として、常任(勤)理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限順位も明確に定めます。
- ③ 理事長及び理事の解任については、寄附行為及び同施行細則に明確に定めます。
- ④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。
- ⑤ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ⑥ 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。
- ⑦ 利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。

(2) 学内理事の役割

- ① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。
- ② 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。

(3) 外部理事の役割

- ① 複数名の外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を選任します。
- ② 外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。
- ③ 外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

(4) 理事への研修機会の提供と充実

全理事（外部理事を含む）に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。

2-3 監事

(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について

- ① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ② 監事は、その責務を果たすため、事前に定めた監事監査基準・同規則等に則り、理事会その他の重要会議に出席することができます。
- ③ 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。
- ④ 監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重

大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。

- ⑤ 監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。

(2) 監事の選任

- ① 監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は評議員会の同意を得て理事会の審議を経て、監事を選任します。
- ② 監事は2名置くこととします。
- ③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。

(3) 監事監査基準

- ① 監査機能の強化のため、学校法人金沢学院大学監事監査規程等を作成します。
- ② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。
- ③ 監事は、学校法人金沢学院大学監事監査規程に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。

(4) 監事業務を支援するための体制整備

- ① 監事、公認会計士（及び内部監査者の三者）による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。
- ② 監事機能の強化の観点から監事会を設置します。
- ③ 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。
- ④ 学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。
- ⑤ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。

(5) 常勤監事の設置

監事の監査機能の充実、向上のため、常勤監事を設置するよう努めます。

2-4 評議員会

(1) 諮問機関としての役割

次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができません。

- ① 予算、事業計画に関する事項
- ② 中期的な計画の策定
- ③ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
- ④ 役員報酬に関する基準の策定
- ⑤ 寄附行為の変更
- ⑥ 合併

- ⑦ 私立学校法第 50 条第 1 項第 1 号（評議員会の議決を要する場合を除く。）及び第 3 号に掲げる事由による解散
- ⑧ 収益を目的とする事業に関する重要事項
- ⑨ その他、学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるもの

(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。

(3) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。

(4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。

2-5 評議員

(1) 評議員の選任

① 評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。

② 評議員となる者は、次に掲げる者としています。

ア 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者

イ 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上の者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者

ウ 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

③ 学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。

④ 評議員の選任方法は、各選出区分により推薦された者について、当該候補者を理事会が選任する扱いとしています。

(2) 評議員への研修機会の提供と充実

① 学校法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

② 学校法人は、評議員に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

学長の任免は、学長候補選考委員会規程に基づき、「理事会が行う」とあり、組織規程において、「学長は、理事長の命を受けて大学教学運営を統括し、所属教職員を統督する。」としています。

私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する」とありますが、理事会は、理事会の権限の一部を学長に委任しています。理事会及び理事長は、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、副学長、学部長等の任命、教員採用等については、学長の

意向が十分に反映されるように努めます。

3-1 学長

(1) 学長の責務（役割・職務範囲）

- ① 学長は、学則第1条に掲げる「金沢学院大学は教育基本法及び学校教育法に従い、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的応用能力及び道徳的教養を豊かにして、建学の精神、愛と理性の伸長を指標に、人格を陶冶し、創造性と実行力により文化日本の建設に貢献し、進んで世界の平和と人類の福祉に奉仕する有為な人材を育成する」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。
- ② 学長は、理事会から委任された権限を行使します。
- ③ 所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。

(2) 学長補佐体制（副学長・学部長の役割）

- ① 大学に副学長を置くことができるようにしており、組織規程において「副学長は、学長を補佐し、学長に事故のあるときはその職務を代行する。」としています。
- ② 学部長の役割については、組織規程において「学部長は、それぞれの学部等を総括し、代表する。」「学部長はそれぞれの学部等の教育計画その他の教育に関する事項を掌理及び調整する。」としています。

3-2 教授会

(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）

大学の教育研究の重要な事項を審議するために教学審議会を設置しています。審議する事項については学則に定めています。併せてそれぞれ学部等の重要事項を審議するため教授会を設置しています。

ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の精神・理念に基づき自律的に教育事業を担う私立大学は、こうした高い公共性と信頼性のもとの社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。ステークホルダー（学生・保護者、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要があります。

4-1 学生に対して

- (1) 学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針（ポリシー）を明確

にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。

① 学部学科ごとの3つの方針（ポリシー）

○文学部

ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

（教育学科）

以下の力を身につけ、かつ、所定の単位を修得した学生に「学士（教育学）」の学位を授与します。

1. グローバルな視点で発想し、地域社会の教育と文化の発展に貢献できる。
2. 教育に関する諸課題を主体的に発見・分析・理解し、幅広い専門的知見をもとにその対応策について協働的に考え、行動できる。
3. 豊かな人間性や感性を備えた高度専門的職業人としての使命と責任を自覚し、継続的な自己研鑽への意志をもって教育活動に取り組むことができる。

（文学科）

以下の力を身につけ、かつ、所定の単位を修得した学生に「学士（文学）」の学位を授与します。

1. 主体的に課題を発見し、考え、解を見出す力を身につけている。
2. 他者とのインタラクション（相互作用）を通して、見出した解をさらに発展させることができる力を身につけている。
3. 文学、言語、心理、歴史などを通して、人間や社会に対する深い洞察力を身につけている。
4. 地域社会において、その文化的発展に資する積極的な姿勢を身につけている。

イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

（教育学科）

1. 学習指導論、教職論、保育原理などに関する教育学分野を中心に、教育活動全般で活躍する基礎的な知識・技能の習得から専門的な知識・技能の習得に関する教育課程を体系的に編成している。
2. 豊かな人間性を備えた高度専門的職業人の育成のために、グローバル人材の育成、英語活動と英語教育、ICT活用、地域協働と組織マネジメント、インクルーシブ教育等の科目を体系的に編成している。
3. 保育、幼児教育、小学校教育、中学校英語教育に関してそれぞれ実習科目を設定し、理論と実践の往還を踏まえた学修の集大成としての卒業研究に臨めるように教育課程を編成している。

（文学科）

1. 大学教育の基礎となるスキルを身につける初年次教育
2. 広い視野と人生を豊かにする教養を身につける一般教養教育
3. 自らの考えを広く世界に発信する力を身につける外国語教育
4. 自分の適性を見きわめ、人生を設計する力を身につけるキャリア教育
5. 他専攻の専門科目の受講を必須とする、人文科学・社会科学を横断的に学ぶ履修制度
6. 地域社会を学びの場とした教育
7. 自ら選択した学問分野の知識を深める専門教育
8. 主体的学習の集大成としての卒業研究

ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

（教育学科）

1. グローバル社会、多文化共生社会への幅広い関心を持ち、そうした時代に対応した人間形成のための理論・実践研究を深めようとする学生
2. 教育への幅広い関心を持ち、教育実践者として、確かな知識と理論をもって教育の現代的課題の解決に向けて意欲的に取り組もうとする学生
3. 大学で学修するための必要な日本語や英語の基礎的な力を備え、高度な教育実践者となるための意欲を持ち他社と協力していくことができる学生

（文学科）

1. 文学、言語、歴史、心理、また、文化や社会、人間などに対し幅広い興味と関心を持ち、自分の目標や希望が明確である学生
2. 自ら問い、自ら考え、自ら学び、主体的に社会で活躍する意欲を持つ学生
3. 大学で学修するために必要な日本語や英語の基礎的な力を備え、さらにそれを伸長する努力を惜しまない学生

○経済学部

ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

（経済学科）

以下の力を身につけ、かつ、所定の単位を修得した学生に、「学士（経済学）」の学位を授与します。

1. 経済学に関する基礎的な知識を身につけている。
2. 経済学、経営学を有機的に結び付けて理解し、問題の発見と解決に関心を持って適切に対応できる。
3. グローバル及びローカルな視点に立って地域経済の問題について分析し、理解することができる。

（経営学科）

以下の力を身に付け、かつ、所定の単位を修得した学生に、「学士（経営学）」の学位を授与します。

1. 経営学に関する基礎的な知識を身につけている。
2. 経営学、経済学を有機的に結び付けて理解し、問題の発見と解決に関心をもって適切に対応できる。
3. グローバル及びローカルな視点に立って企業経営の問題について分析し、理解することができる。

イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

1. 自己の将来を考え、自らの考えを発信するキャリア形成能力、コミュニケーション能力を身につけるとともに、経済、経営に関する専門知識を活用して自らのキャリアを切り開く能力を身につける。
2. 基本的なデータ分析の手法を基礎から学び、地域経済や企業の現状分析を基にそれぞれの課題解決を遂行できる能力を身につける。
3. 経済理論・経営理論と実体経済や企業経営の現実との関係を理解し、変化への適応力と地域社会へ働きかける行動力を身につける。

（経済学科）

1. 経済に関する基礎的な知識を修得し、経済の仕組みや動きを理解できる能力を

身につける。

2. 地域経済の現状を分析し、地域の持続可能性の向上に向けた課題、地域経済・社会の活性化と企業経営の両立に向けた課題などを把握できる能力を身につける。
3. 地域経済の課題解決に向けて、自ら考え、地域づくりの先導役や地域ビジネスの中核となって行動する力を身につける。

(経営学科)

1. 組織運営や組織活動の評価に関する基礎的な知識を修得し、企業の仕組みや活動状況について理解できる能力を身につける。
2. 企業活動の現状を経理・会計情報を基に分析し、客観的データを基に企業活動の状況を組織内外に説明できる能力、企業の意思決定材料としての的確に情報提供できる能力を身につける。
3. 的確なデータ分析を通じて、地域社会のニーズに応えた、価値のある製品・サービスを創造するなど、地域の課題に応える企業活動を牽引できる能力を身につける。

ウ 入学者受入れの方針 (アドミッション・ポリシー)

経済学を基盤とした論理的思考力を持ち北陸地域の産業の知識集約化や高付加価値化に貢献し、新しい地域社会をデザインしようとしている学生

(経済学科)

1. 経済の仕組みや動きを理解、分析できる能力を身につけ、地域経済の現状を分析し、地域の持続可能性の向上に向けた諸課題を発見、その解決方法を提案し、地域づくりの先導役となろうと考えている学生
2. 地域経済の動向と企業経営との関係を理解し、地域経済・社会の活性化と企業経営の両立へ向けた諸課題を発見、その解決方を提案し、地域ビジネスの中核になろうと考えている学生
3. 創造性豊かで地域社会に貢献する意欲も持つ学生

(経営学科)

1. 企業経営の現状を経理・会計情報を基に分析し、意思決定材料としての的確に提供するとともに、客観的データを基に企業活動の状況を組織内外に説明することにより、適切な組織マネジメントをしたいと考えている学生
2. 的確なデータ分析を通じて、地域社会のニーズに応えた、価値のある製品サービスを創造し、データ分析の結果をマーケティング、マネジメント、経営戦略等の強化に活用したいと考えている人材
3. 創造性豊かで地域社会に貢献する意欲も持つ学生

○経済情報学部

ア 卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)

(経済情報学科)

以下の力を身につけ、かつ、所定の単位を修得した学生に、「学士 (経済情報学)」の学位を授与します。

1. 経済学、経営学及び情報学に関する基礎的な知識を身につけている。
2. 経済学、経営学及び情報学を有機的に結び付けて理解し、課題の発見と解決に関心をもって適切に対応できる。
3. グローバル及びローカルな視点に立って企業経営や経済の問題について、適切

なデータ分析を活用して理解することができる。

イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

1. 自己の将来を考え、自らの考えを発信するキャリア形成能力、コミュニケーション能力を身につけるとともに、経済、情報に関する専門知識を活用して自らのキャリアを切り開く能力を身につける。
2. 基本的なデータ分析の手法に基づく最新の情報技術能力により、地域経済や企業の現状分析およびそれらの課題を解決する能力を身につける。
3. 経済理論・経営理論と実体経済や企業経営の現実との関係を理解し、情報分析能力をもって変化への適応力と地域社会へ働きかける行動力を身につける。
(経済情報学科)

1. 経済に関する基礎的な知識を修得し、経済の仕組みや動きを理解できる能力を身につける。
2. データ分析に関する情報学的な知識を修得し、経済の理解に基づく情報処理能力を身につける。
3. 地域経済の現状を分析し、地域の持続可能性の向上に向けた課題、地域経済・社会の活性化と企業経営の両立に向けた課題などを、情報分析能力をもって把握できる能力を身につける。
4. 地域経済の課題解決に向けて、自ら考え、地域づくりの先導役や地域ビジネスの中核となって行動する能力を身につける。

ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

1. 経済学、経営学、そして情報学を融合的に学びたい学生、あるいはこれらのいずれかの学問をさらに深めたいと考えている学生
2. 社会に存在する課題を発見しその解決に積極的に取り組む意志を持つ学生。
3. 大学で学修するために必要な国語や数学の基礎的な力を備え、さらにそれを伸長する努力を惜しまない学生
(経済情報学科)

1. 経済学及び経営学の学びを基礎とし、地域社会における課題に対し、社会環境の理解と各種データの活用により、地域の産業の進展に貢献し地域社会を豊かなものにしようと考えている学生
2. 各種データを分析するための ICT 能力を有し、それをツールとして用いて組織の業務プロセスを確信するためのプロジェクトマネジメント能力を修得することにより、地域の幅広い組織・企業において活躍したいと考えている学生
3. 創造性豊かで、地域社会に貢献する意欲をもつ学生

○芸術学部

ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

以下の力を身につけ、かつ、所定の単位を修得した学生に「学士（芸術学）」の学位を授与します。

1. 表現領域についての広汎な技術及び知識と、社会に対する深い洞察力を有し、円滑な意思疎通や自己表現ができる。
2. 創造的かつ論理的な思考力を持ち、社会における事故の役割を認識し、自ら考え、自ら行動できる。

3. 芸術の専門的な知識・表現技術のみならず、創造性・観察力、課題発見・解決能力を、現代社会の多様な分野で活かすことができる。

イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

1. 創造の基盤となる「芸術表現基礎」を配した初年次教育
2. 広い視野と人生を豊かにする教養を身につける一般教養教育
3. 自らの考えを広く世界に発信する力を身につける外国語教育
4. 柔軟な発想と理解力を身につけるための横断的かつ多様な学びができる履修制度
5. 協働で問題解決を図るためのコミュニケーション能力を身につける教育
6. アクティブラーニングや地域連携等の活動を通して主体的に学ぶ実践教育
7. 芸術全般に関する知識や技能の修得を通して、地域社会とのつながりを理解する教育
8. 自らが選択した表現領域における専門教育
9. 主体的学修の集大成としての卒業研究・卒業制作

ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

1. 絵画、造形、デザイン、映像、メディアに対する強い興味、また、社会人や人、芸術全般に対する関心を自らの人生目標に反映させようとする学生
2. ものごとへの誠実な取り組み姿勢と五感を働かせて学びとる成果を、主体的に社会に還元していこうとする学生
3. 大学で学修するために必要な国語力、現代人としての教養を身につけ、さらにそれを伸長する努力を惜しまない学生

○人間健康学部

ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

（健康栄養学科）

以下の力を身につけ、かつ、所定の単位を修得した学生に、「学士（栄養学）」を授与します。

1. 広い視野を有し、深い教養と豊かな人間性を身につけている。
2. 医療、福祉、介護などの現場で適切な栄養ケアマネジメントを行う力を身につけている。
3. 栄養教育活動に積極的に参加し、生活習慣病予防に貢献する意欲を持っている。
4. 地域との連携を重視し、地域の食文化の継承に積極的に関わることができる。

（スポーツ健康学科）

以下の力を身につけ、かつ、所定の単位を修得した学生に、「学士（スポーツ健康学）」を授与します。

1. スポーツ、健康についての必要な知識と能力を身につけている。
2. スポーツ科学、健康科学に関する基礎的知識を身につけ、各人に対する問題点を見つけ出し、適切なプログラムを提供できる。
3. グローバルな視点に立って、スポーツや健康の問題を考え、提言できる。
4. スポーツ科学や健康科学を通じて地域社会に貢献できる。

イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

1. 大学教育の基礎となるスキルを身につける初年次教育
2. 状況を見極め分析し、自己発言する力を身につけるキャリア教育
3. スポーツ健康学と健康栄養学を総合的・定型的に学ぶ専門教育
4. 地域の健康問題に関心を持ち、課題解決能力を養う教育
5. 主体的学修の集大成としての卒業研究

(健康栄養学科)

医療、福祉、介護、学校における食育など様々な場面で高度な栄養ケアマネジメント及び栄養教育の中核となって地域の健康増進に資する管理栄養士を育成することを目指している。この教育目標を達成するため、管理栄養士に求められる食と栄養に関わる専門的知識、技能等を段階的に学修することができるカリキュラム（教育課程）を設けている。具体的には、1年次は人体の構造と機能、各種疾患の病理、食品や調理に関する専門的基礎知識を学び、2年次からは、基礎栄養学、応用栄養学、栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学、給食経営管理論などの専門実践科目を学修する。3年次からは、管理栄養士の指導の下、病院や保健センター、福祉施設等の施設で臨地実習を行い、それまでの学修で得た理論と実際を統合する。4年次には総合的な学修の成果として卒業研究に取り組み、健康を科学的な視点でとらえ、論理的に思考する力を養う。また、地域貢献の観点から、地域社会の活性化、栄養教育の普及、及び地域食文化の継承に貢献できる力を培う専門教育科目を配置している。

(スポーツ健康学科)

「理論と実際の面からスポーツ科学・健康科学を学び、スポーツ・健康の次代を担う人材」を育成するという教育目標を達成し、人々の健康増進とスポーツの社会的発展に貢献できるようカリキュラム（教育課程）を設けている。1年次には、スポーツ科学、健康科学について学んでいくための基礎となる科目や科学的な視野を持つような科目を配置している。2年次、3年次では自己の関心、興味と将来設計を展望してスポーツ・健康分野を学んだ者として独り立ちしていくための理論と技能を学ぶ科目や生涯スポーツにつながる運動習慣が身につく体系的な科目、健康の維持・増進のための身体の働きを学べる科目などである。4年次にはこれらの学修の成果として「卒業研究」をまとめていく。このほか、ボランティア活動などを通じた地域への貢献も視野に入れた科目を適宜配置していることや、計13種目の多様な実技種目を用意し演習的な実技教育にも重点を置いていることが特徴である。

ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

(健康栄養学科)

1. 健康や栄養に関心を持ち、食と栄養に関する専門職として管理栄養士になることを目標に、その専門的かつ高度な知識・技術を真摯に学ぼうとする意欲のある学生
2. 修得した専門的かつ高度な知識・技術を人々の健康のために役立て、地域社会の福祉や発展に貢献したいという意欲のある学生
3. 管理栄養士養成課程で学修するために必要な日本語、英語及び化学・生物における十分な力を備え、さらにそれらを伸ばしようとする努力を惜しまない学生

(スポーツ健康学科)

1. 体育・スポーツ・健康の領域に対し強い興味と関心を持ち、自分の目標や希望が明確である学生

2. 身につけた運動技能に関する知識をさらに高めて、体育・スポーツの発展に貢献する情熱と意欲を持つ学生
3. 高等学校段階までの保健体育で学修する内容を理解し、さらに大学で学修するために必要な国語力を備え、自らの考えを自らの言葉で発信できる学生

○短期大学

ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

（幼児教育学科）

1. 保育者の育成を目指し、専門的な基礎知識や技能の習得に必要な学力を有している学生
2. 人の成長発達や生活環境に関心を持ち、様々な人々と豊かな交わりを構築する意欲のある学生
3. 自分の得意な分野を活かして、他の人々と楽しさを共有していける学生

（食物栄養学科）

1. 食べものを通じた健康の保持・増進に関心のある学生
2. 栄養バランスのとれた食事を科学的に研究しようとする意欲を持つ学生
3. 栄養士養成課程で学修するために必要な日本語、英語及び化学、生物の基礎的な力を備え、さらにそれを伸長する努力を惜しまない学生

（現代教養学科）

1. ことばや文化、現代の人間社会に対する多様な興味関心を持ち続けようとする学生
2. 実社会での問題解決に積極的に取り組もうとする意欲がある学生
3. 日本語や英語の基礎的な力を蓄え、これらを継続して伸長させようと努める学生

イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

（幼児教育学科）

1. 保育者養成のため、専門教育課程は資格・免許状取得のための科目で構成し、専門的な知識と技術を体系的に学ぶ
2. 段階を踏んだ実習を核とする教育システムを構築し、実習で見出した自らの課題に取り組むサイクルにより、教科で学んだ基礎的な知識や技術を総合的に応用する力を養うことができるカリキュラムを構築する
3. 1年次に基礎となる知識や技術を養い、1年次後期には「保育実習Ⅰ（保育）」「保育実習Ⅰ（施設）」をおく。2年次には「保育実習Ⅱ」「保育実習Ⅲ」「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」を配置し、総合力を養うとともに学習のまとめを行う科目を配置する

（食物栄養学科）

1. 大学教育の基礎となるスキルを身につける初年次教育
2. 広い視野と人生を豊かにする教養を身につける一般教養教育
3. 状況に応じたコミュニケーション能力、情報収集力、情報発信力を培う教育
4. 栄養士としての十分な専門的知識・技能を身につける専門教育
5. 地域の食と栄養の問題を把握し、それを改善する手段を考える力を養う教育

（現代教養学科）

1. 大学教育の基礎となるスキルを身につける初年次教育

2. 広い視野と人生を豊かにする教養を身につける一般教養教育
3. 状況に応じたコミュニケーション能力、情報収集力、情報発信力を培う教育
4. 円滑な人間関係を構築し、協調・協働を志向する態度を涵養する教育
5. 社会、人間、文化などの諸課題について自ら考える力を養う教育
6. 現代の社会生活で必須となる、ことばの力と ICT 活用力を高める専門教育
7. 地域文化を再確認し、継続的に地域資源の活用を目指す姿勢を育む教育

ウ 入学受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

（幼児教育学科）

1. 人格形成上重要な乳幼児期に関わる保育者としての自覚を持ち、豊かな人間性と感性を身につけ、教育及び保育を実践する者としてふさわしい資質、良識を備えている。
2. 乳幼児に関わる保育者として専門的知識を習得し、乳幼児及びそれらを取り巻く環境を理解し、保育のこれからを見据えながら実践できる力を備えている。
3. 乳幼児の発達に伴う主体的な活動等を援助・指導できる「子どもの専門家」としての基礎的技術を身につけ、自ら主体的に保育者としての研鑽を積むことができる。

（食物栄養学科）

1. 栄養バランスのとれた食事を科学的に創造できる技術を身につけている。
2. 総合的な学修経験を通して、食生活や食習慣の改善に寄与する実践的能力を身につけ、人々の健康増進に資することができる。
3. 地域における食の変遷、食事マナーを学び、地域の食文化の継承に貢献することができる。

（現代教養学科）

1. 現代社会の諸相や人間、文化に対する深い見方ができ、課題に適切に対応することができる。
2. 将来の進路を切り開く知と力を身につけ、社会に貢献することができる。
3. 社会の一員として、多様な人々と共に生きるためのコミュニケーション能力と協働の姿勢を修得している。
4. 地域の現状と将来に目を向け、地域社会の発展に寄与する意欲をもつ。

- ② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。
- ③ ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。

4-2 教職員等に対して

（1）教職協働

実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCA サイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。

(2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD

全構成員による、建学の精神・教育理念に基づく教育・研究活動等を通じて、金沢学院大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。

① ボード・ディベロップメント：BD

監事は毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会並びに評議員会に報告します。

② ファカルティ・ディベロップメント：FD

3つの方針(ポリシー)の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとにFD推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。

③ スタッフ・ディベロップメント：SD

ア 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。

イ SD推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。

ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。

4-3 社会に対して

(1) 認証評価及び自己点検・評価

① 認証評価

平成16(2004)年度から、全ての大学は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。

② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革(PDCAサイクル)の実施

教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。

③ 学内外への情報公開

自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。

(2) 社会貢献・地域連携

① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。

② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産産等の結節点として機能します。

③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。

④ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組めます。

⑤ 環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。

4-4 危機管理及び法令遵守

(1) 危機管理のための体制整備

① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組みます。

ア 大規模災害

イ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）

② 災害防止、不祥事防止対策に取り組みます。

ア 学生・生徒等の安全安心対策

イ 減災・防災対策

ウ ハラスメント防止対策

エ 情報セキュリティ対策

オ その他のリスク防止対策

③ 事業継続計画の策定に取り組みます。

(2) 法令遵守のための体制整備

① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取り組みます。

② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。

第5章 透明性の確保（情報公開）

私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営・教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。

私立大学は、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営・教育研究活動の透明性を確保します。

私立大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように、利益を追求する「株主への説明責任である」との位置付けとは異なり、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。

5-1 情報公開の充実

(1) 法令上の情報公表

公表すべき事項は学校教育法施行規則（第172条第2項）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。

① 教育・研究に資する情報公表

ア 大学の教育研究上の目的

イ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

ウ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

- エ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）
- オ 教育研究上の基本組織
- カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績
- キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況
- ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画
- ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準
- コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
- サ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用
- シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
- ス 学生が修得すべき知識及び能力

② 学校法人に関する情報公表

- ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書
- イ 寄附行為
- ウ 監事の監査報告書
- エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く）
- オ 役員報酬に関する基準
- カ 事業報告書

1) 法人の概要

- ・学校法人としての住所・連絡先
- ・理事・監事・評議員の氏名
- ・理事・監事の略歴（所属機関や職業等）

2) 事業の概要

- ・主な事業の目的・計画及びその進捗状況

3) 財務の概要

- ・収支及び財産（財産目録、貸借対照表、収支計算書）の状況（経年比較等を活用）
- ・経営改善策

(2) 自主的な情報公開

法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。事例としては次のような項目があります。

① 教育・研究に資する情報公開

- ア 海外の協定校及び海外派遣学生者数
- イ 大学間連携
- ウ 地域連携並びに産学官連携

② 学校法人に関する情報公開

- ア 中期的な計画
- イ 経営改善計画

(3) 情報公開の工夫等

- ① 上記（1）②及び（2）②の学校法人に関する情報については、Web 公開に加え、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。
- ② 情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策

定し、公開します。

- ③ 公開方法は、インターネットを使った Web 公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。
- ④ 公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。